

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「国スポ・障スポ参加者等」という。）に提供する昼食弁当（以下「弁当」という。）の調達について必要な事項を定めるものとする。

2 業務分担

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、次の区分における弁当調達業務を実施する。

（1）県委員会

- ア 青の煌めきあおもり国スポ 総合開・閉会式
- イ 青の煌めきあおもり障スポ 開・閉会式及び競技会

（2）会場地委員会

青の煌めきあおもり国スポ競技会

3 弁当調製施設の選定

（1）県委員会及び会場地委員会は、青森県健康医療福祉部保健衛生課（以下「県保健衛生課」という。）及び関係する保健所等の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設を選定する。

- ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令等に基づき、H A C C P 1 に沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。
- イ 弁当調製能力 2 が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。
- ウ 開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入ができること。
- エ 県委員会及び会場地委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。

（2）弁当調製施設の選定にかかる具体的な基準等については、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ別に定める。

（3）県委員会及び会場地委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。

1 H A C C P とは、原材料の受入から最終製品の出荷までの工程ごとに、微生物、化学物質、異物混入などの潜在的な危害因子を分析・特定したうえで、危害の発生防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する管理手法を指す。

2 弁当調製能力とは、「1日当たりの弁当調製数」と「配送可能範囲」を指す。

4 選定した弁当調製施設の報告

- (1) 会場地委員会は、選定した弁当調製施設を「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弁当調製施設名簿」(様式第1号。以下「弁当調製施設名簿」という。)により、令和7年9月末日までに県委員会へ報告する。
- (2) 県委員会は、自ら選定した弁当調製施設及び会場地委員会から報告のあった弁当調製施設を取りまとめ、様式第1号により県管轄の保健所分は県保健衛生課に、青森市保健所・八戸市保健所の管轄分は各市保健所へ提出する。併せて県委員会は自ら選定した弁当調製施設を会場地委員会に情報提供する。
- (3) 県委員会及び会場地委員会は、上記(1)及び(2)の報告後に、追加して弁当調製施設を選定した場合は、速やかに追加分の弁当調製施設名簿を(2)と同様に提出する。
- (4) 県保健衛生課は、県委員会から提出された弁当調製施設名簿に、県外に所在する弁当調製施設がある場合は、当該施設所在地を所管する関係自治体に対し、監視指導の実施及び結果の報告を依頼する。

5 弁当調製施設の選定の取消し

- (1) 県委員会及び会場地委員会は、上記3により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、弁当調製施設の選定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に従わないとき。
 - イ 食品衛生関係法令に基づく施設の許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
 - ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。
 - エ その他当該弁当調製施設を選定した県委員会又は会場地委員会が不相当と認めたととき。
- (2) (1)により、県委員会が選定を取り消したときは、速やかに県保健衛生課に報告する。併せて会場地委員会に情報提供を行う。
- (3) (1)により、会場地委員会が選定を取り消したときは、速やかに県委員会に報告する。選定取消しの報告を受けた県委員会は、速やかに、県管轄分は県保健衛生課に、青森市保健所及び八戸市保健所の管轄分は各市保健所へ報告する。
- (4) 県保健衛生課は、県委員会及び会場地委員会が選定の取消しを報告した弁当調製施設が県外に所在する場合は、その旨を関係自治体に通知する。

6 弁当を提供する国スポ・障スポ参加者等及び弁当料金

- (1) 斡旋弁当(国スポ・障スポ参加者等から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。)及び支給弁当(県委員会または会場地委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。)を提供する国スポ・障スポ参加者等は、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める。
- (2) 斡旋弁当及び支給弁当の料金は、お茶等を含めて1,100円以内(税抜)とし、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める。

7 弁当の献立

県委員会及び会場地委員会は、弁当の献立の作成又は選定にあたっては、選手のコンディションづくりや青森県産の活用等に配慮するものとする。

8 弁当の申込み、受付及び発注等

- (1) 国スポ・障スポ参加者等への斡旋及び支給を行う弁当の申込み・受付及び発注等の手続きについては、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める方法により行うものとする。
- (2) 国スポ・障スポ参加者等からの申込み受付後の変更及び取消しは、原則として認めないこととする。
- (3) 県委員会及び会場地委員会は、国スポ・障スポ参加者等からの申込みを受け付けた斡旋弁当及び支給弁当の個数を取りまとめ、それぞれが選定した弁当調製施設へ発注する。なお、発注にあたっては、当該弁当調製施設の調製能力を超えることのないよう留意するものとする。

9 弁当の調製、運搬等

県委員会及び会場地委員会は、次に掲げる事項を弁当調製施設に遵守させるものとする。

- (1) 調製、包装等にあたっては、衛生管理を徹底するとともに、弁当調製能力を超える受注をしないこと。
- (2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。）
 - ウ 食品添加物
 - エ 消費期限（時刻まで表示）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示法等関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらうための注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他県委員会又は会場地委員会が指示する表示
- (3) 運搬にあたっては、冷蔵車等を使用するものとし、県委員会及び会場地委員会が指定する日時及び場所に納入すること。
- (4) 県委員会及び会場地委員会の指示に従い、廃棄容器等の回収を行うこと。

10 弁当の保管及び引換

県委員会及び会場地委員会は、弁当引換所の設置及び弁当の保管等の弁当引換業務にあたっては、保健所の指導の下、衛生上の安全を確保する。

11 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設は、国スポ・障スポ終了後、県委員会及び会場地委員会が別に定める方法により精算する。

12 その他

- (1) この要項に定めるもののほか必要な事項については、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ弁当調製施設や県保健衛生課等と協議の上、別に定めるものとする。
- (2) 県委員会及び会場地委員会は、9 (2) 及び 10 について、必要に応じて事前に県保健衛生課又は保健所へ相談し、衛生上の安全を確保する。
- (3) あおもり国スポの総合開・閉会式リハーサル及び県外競技会等にかかるリハーサル大会、あおもり障スポの開・閉会式リハーサル及び競技会にかかるリハーサル大会における弁当調達については、必要に応じ、この要項に準じて実施する。
- (4) 県外開催競技における弁当の調達については、この要項に準じて取り扱うものとする。

